

2018年3月14日制定
2020年4月1日改定
2021年6月23日改定
2021年12月21日改定

投資家本位の業務運営に関する取組方針

株式会社ジェイ・ウィル・アセットマネジメント

弊社は、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、「投資家本位の業務運営に関する取組方針」（以下、「本方針」といいます。）を制定しましたので、ここに公表致します。

本方針については、定期的に見直しを行うとともに、その取組状況についても定期的に公表致します。

1. 投資家の最善の利益の追求

- 弊社を含むジェイ・ウィル・グループは、以下をその「使命」としています。
『私たちは、国内投資家への健全な利と意義の提供に責任を持ち続け、託された資産の発揮すべき本来価値を具現化することを追求します。これらを通じて、国内資金の還流と日本の経営資源の活用を促進し、日本経済及び社会の発展に貢献します。』
- この「使命」の実現のために、高い信用と専門性と職業倫理を保持し、投資家に対し誠実、公正かつ忠実に業務を遂行するとともに、これらの活動を通じて、投資家に対する責任を果たし、投資家の最善の利益を図ってまいります。また、この「使命」に基づき投資家の最善の利益をはかることが、弊社を含むジェイ・ウィル・グループの安定した顧客基盤と収益の確保に繋がるものであると考えています。

2. 利益相反の適切な管理

- 弊社は、投資活動の過程で、弊社又は弊社関係者と投資家との間、あるいは、投資家と他の投資家との間において、様々な利益相反関係が生じるリスクがあると認識しており、そうした場合において、これらの利益相反を適切に管理することにより、投資家の利益の保護を図ってまいります。
- 利益相反の可能性を判断するに当たり、弊社グループ会社とその他の取引がある場合には、その具体的な取引及び業務に及ぼす影響を考慮いたします。
- 弊社においては、利益相反管理に関する社内規程を定めており、利益相反関係が生じるおそれがある場合には、当該取引等における利益相反の要因やリスクの内容等を踏まえ、関係する社内規程の定める手続きに従い適切に対応してまいります。

3. 報酬・費用について

- 報酬・費用については、ご提供する商品・サービス等に応じて、ご納得いただける報酬を個別に協議決定し、運用期間を通じて、ご負担いただく報酬・費用等を理解しやすく開示いたします。

4. 投資家への重要な情報のわかりやすい提供

- 金融商品等の販売・推奨等に際しては、当該金融商品等の具体的な内容に応じて、弊社が販売・推奨等の対象として想定する投資家属性（※）、スキーム、リスク・リターン等の特性、報酬・費用その他の重要な事項につき、投資家との対話等を通じて、必要に応じて他の金融商品等と比較しながら、特に重要な情報については強調するなどの工夫を行い、わかりやすく説明してまいります。
※但し、「弊社が販売・推奨等の対象として想定する投資家属性」の説明は、共同投資案件において、個別の特定の共同投資家を対象とする場合（例えば、インフラ投資ファンドにおける太陽光発電事業に係る開発業務受託者のように弊社の事業パートナーが共同投資家となる場合等）など、そもそも投資家の属性に着目した販売・推奨等の活動を行っていない場合には実施いたしません。
- 金融商品等の運用期間中においても、当該金融商品等の運用状況や弊社の活動・考え方につき、投資家向けのレポートやご説明等を通じ、必要に応じ図表等を用いて、わかりやすく投資家にご提供します。

5. 投資家にふさわしい金融商品等の提供

- 弊社の取り扱うファンドその他の金融商品は、多くの場合、個別の投資家による投資金額が相応の規模となり、投資にあたっては契約条件につき弊社との交渉が必要で、主として非上場の有価証券や資産等を投資対象とし、元本保証もないことから、弊社は、このような投資に相応しい知識や経験、資産等を有する法人を主たる投資家層として想定して、金融商品・サービスの組成、販売等を行ってまいります。
- 弊社は、投資家の資産状況、取引経験、知識及び取引目的・ニーズ等を踏まえ、当該顧客にふさわしい金融商品・サービスの組成、販売等を行い、販売後においても、投資家の意向に基づき、長期的な視点にも配慮した適切なフォローアップを実施することとします。

- また、弊社従業員も弊社の取り扱うファンドその他の金融商品についての理解を深め、顧客に対して、必要に応じて積極的な情報提供を行います。
6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等
- 投資家の最善の利益を追求するプロフェッショナル集団として、高い信用を築き、使命を果たすために、5つの共有する価値観、具体的には、「1. 高い倫理観」「2. 飽くなき向上心と創造する楽しさ」「3. 諦めない精神とやり遂げる実行力」「4. 変わらぬ謙虚さ」「5. チームワーク精神」を重視します。
 - こうした「共有する価値観」を具現化するために設定された「行動規範」に基づく業務遂行を、常日頃から役職員に求め、役職員の業績評価に際しても「行動規範」の遂行状況を基軸とします。
 - 弊社は、役職員研修その他の活動において、本方針及びその実施内容や行動規範等に関連するテーマについて、周知浸透を図ります。

『顧客本位の業務運営に関する原則』との対応について

なお、本方針と「顧客本位の業務運営に関する原則」(<https://www.fsa.go.jp/news/r2/singi/20210115-1/02.pdf>)との対応関係は以下のとおりです。また、同原則に（注）として記載されている事項のうち、弊社において実施していない事項及びその理由は以下のとおりです。

『顧客本位の業務運営に関する原則』	本方針における対応項目・実施していない事項等
原則 2 (顧客の最善の利益の追求)	1. 投資家の最善の利益の追求 (原則 2. の本文及び（注）に対応するものです。)
原則 3 (利益相反の適切な管理)	2. 利益相反の適切な管理 (原則 3. の本文及び（注）に対応するものです。)
原則 4 (手数料等の明確化)	3. 報酬・費用について (原則 4. に対応するものです。)
原則 5 (重要な情報の分かりやすい提供)	2. 利益相反の適切な管理、3. 報酬・費用について及び 4. 投資家への重要な情報のわかりやすい提供 (原則 5. の本文及び各（注）に対応するものです（本方針 2.3.については、原則 5.（注 1）に対応しています。）。なお、（注 1）のうち、「金融事業者が販売対象として想定する顧客属性」に係る情報の提供は、本方針 4. に※として記載した場合には、そもそも投資家の属性に着目した販売・推奨等の活動を行っていないことから、実施していません。同（注 2）については、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することを想定しておりませんので実施していません。また、（注 4）の一部（同種の商品の内容との比較が容易となるよう配意した資料の利用）については、弊社においてファンドその他の金融商品を取り扱う際に、類似又は代替しうる商品を同時に複数取り扱うことを想定していないため、当該類似・代替商品との比較については現時点では実施していません。)
原則 6 (顧客にふさわしいサービスの提供)	5. 投資家にふさわしい金融商品等の提供 (原則 6. の本文及び各（注）に対応するものです。なお、同（注 1）第 1 点目については、個人を顧客として想定していないため、第 2 点目については、弊社においてファンドその他の金融商品を取り扱う際には、現時点では類似又は代替しうる商品を同時に複数取り扱うことを想定していないため、（注 2）については、複数の金融商品・サービスをパッケージとして販売・推奨することは想定していないため、（注 4）の一部については、金融取引被害を受けやすい属性の顧客グループを顧客として想定していないため、それぞれ実施していません。)
原則 7 (従業員に対する適切な動機付けの枠組み)	6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等 (原則 7. の本文及び（注）に対応するものです。)

以上

投資家本位の業務運営に関する取組状況について

弊社の投資家本位の業務運営に関する取組状況につき、以下の通り公表いたします。
なお、本取組状況については、2022 年 3 月の取締役会に報告し、経営陣の関与の下で、その検証を行っております。

1. 投資家の最善の利益の追求

弊社では、以下をその使命としています。

『私たちは、国内投資家への健全な利と意義の提供に責任を持ち続け、託された資産の発揮すべき本来価値を具現化することを追求します。これらを通じて、国内資金の還流と日本の経営資源の活用を促進し、日本経済及び社会の発展に貢献します。』

この使命の実現のために、弊社では、以下 2. から 6. に示した取り組みを実施し、投資家に対し誠実、公正かつ忠実に業務を遂行し、これをもって、投資家の最善の利益を図って参ります。また、本年度においても、投資家の最善の利益の追求を含め、上記の使命や行動規範、弊社の「投資家本位の業務運営に関する取組方針」（以下、「本方針」といいます。）とその実施内容につき、弊社役職員向けに研修を実施し、その徹底を図っております。

2. 利益相反の適切な管理

- ・ 投資ファンドによる投資活動の過程で、弊社や弊社ファンドの関係者等との取引が行われる場合、様々な利益相反が想定されることから、弊社では、管理の対象とする利益相反取引や管理方法等について社内規程（業務方法書、コンプライアンス規程、利益相反管理規程、利益相反管理方針等）に定め、投資活動の過程における、弊社又は弊社関係者と投資家との間、あるいは投資家と他の投資家との利益相反を適切に管理しています。また、利益相反の可能性を判断するにあたり、弊社グループ会社との他の取引がある場合には、その具体的な取引及び業務に及ぼす影響を考慮しています。
- ・ こうした利益相反取引については、当該取引の具体的な内容・性質等に照らして、必要に応じ適切な利益相反管理措置を取るとともに、コンプライアンス・オフィサー又はコンプライアンス委員会による審査・承認等を受けることとしています。なお、コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・オフィサー及び管理部門長、外部専門家委員（弁護士）により構成されています。
- ・ また、利益相反取引に関する情報は、コンプライアンス部門に集約し、一元的に統括管理しています。

3. 報酬・費用について

- ・ 弊社は、弊社グループの旗艦ファンドであるジェイ・ウィンド・シリーズ及びその他のファンドの勧誘を行う中で、ファンドにおいて投資家の皆様にご負担いただく報酬、費用等の内容を、その費用の性質も含め、ファンド契約書や説明資料等の書面にてわかりやすく明示しております。なお、2021 年度においては、新規のファンドの販売を行っ

ておらず、ジェイ・ウィンド・シリーズ及びその他のファンドに係る投資勧誘も行っておりません。

4. 投資家への重要な情報のわかりやすい提供

- ・ 弊社は、ジェイ・ウィンド・シリーズ及びその他のファンドの勧誘に際し、報酬等のみならず、ファンドのスキーム、リスク・リターンの特性、販売・推奨の対象とする投資家属性、その他の重要な取引条件等についても、説明資料等においてわかりやすく記載、情報提供を行います。また、もし利益相反が懸念される事項がある場合には、これらについても適切に記載し、情報提供を行います。そして、これらにつき投資家の皆様に説明を行い、更に個別にご質問等があればお答えするなど種々の説明を尽くした上で、ファンド契約を締結しています。
- ・ また、ファンドの運用状況につきましては、その内容につきわかりやすく説明するために、必要に応じて図表やグラフ等を用いた投資家宛報告資料を作成し、投資家の皆様に直観的にご理解頂けるよう説明を行っております。こうしたファンドの運用状況のご説明は、販売終了後も、定期的の実施しております。
- ・ なお、前記のとおり、2021年度においては、新規のファンドの販売を行っておらず、ジェイ・ウィンド・シリーズ及びその他のファンドに係る投資勧誘も行っておりません。

5. 投資家にふさわしい金融商品等の提供

- ・ 弊社は、主として国内の機関投資家や金融機関、大手法人等を顧客として、投資ファンドへの勧誘業務及び投資運用・投資助言業務を行っております。弊社が勧誘業務を行っているファンドでは、ファンドの組成に向けた活動において、こうした投資家の皆様とファンドの商品性等につき議論し、ニーズやご要望等を踏まえて具体的な商品内容を決定しております。
- ・ 弊社は、投資ファンドへの勧誘及びファンド契約（投資事業有限責任組合契約、匿名組合契約等）、投資一任契約・投資助言契約締結の際には、所定のチェックリストを使用し、適合性の判断、金融商品取引法上の特定投資家／一般投資家の区分や関連する法定手続の履践その他の項目につき、確認を実施しております。
- ・ また、「顧客カード」を投資家毎に作成するとともに、金融商品取引法上の一般投資家である投資家に対しては、その写しを交付することで、投資目的、資産の状況、投資経験等の記載内容を共有しています。
- ・ さらに、弊社従業員に対しても、研修等を通じ、弊社の取り扱うファンドその他の金融商品について深く理解するよう努めるとともに、顧客に対して、必要に応じて積極的な情報提供を行っています。
- ・ 販売後についても、前記のように、ファンドの販売終了後も、運用状況のわかりやすいご説明を定期的の実施し、フォローアップに努めております。

- ・ 弊社は、このような取組みを通じて、弊社が顧客とする投資家の皆様にふさわしい金融商品等を組成・提供しています。

○弊社顧客におけるプロ投資家等の割合（投資家数ベース、2021年12月31日現在）

プロ投資家（金融商品取引法上の特定投資家）	87%
（内、金融商品取引法上の適格機関投資家	89%*）
プロ投資家以外の投資家（金融商品取引法上の一般投資家）	13%
（内、法人顧客	100%*）

※上記基準日現在にて弊社グループにおいて運用中であるファンドについて、弊社の投資勧誘によりファンド契約等を締結いただいている投資家、並びに弊社が投資運用・投資助言業務を受託している投資家及びファンドの投資家の構成につき示しております。特定投資家／一般投資家の区分は、原則としてファンド契約等の締結時を基準としております。

なお、弊社グループの旗艦ファンド「ジェイ・ウィンド・シックス投資事業有限責任組合」（JW6）及び「ジェイ・ウィンド・セブン投資事業有限責任組合」（JW7）の傘下にあつてファンド投資スキーム上設立されるSPCや当該SPCへの共同投資家、JW6/JW7に他の投資家の皆様と同条件で投資する弊社グループ社員専用ファンドの投資家である弊社グループ役職員等については、上記割合に含まれておりません。

*括弧書きにて記載の各数値は、それぞれ特定投資家、一般投資家に占める割合を表示しています。

6. 従業員に対する適切な動機づけの枠組み等

- ・ 弊社では、役職員の入社時に、「1. 高い倫理観」「2. 飽くなき向上心と創造する楽しさ」「3. 諦めない精神とやり遂げる実行力」「4. 変わらぬ謙虚さ」「5. チームワーク精神」といった弊社の「共有する価値観」や、これを具現化するために設定された「行動規範」等につき記載された資料を交付・説明するとともに、役職員の業績評価においても「行動規範」の各項目の履践を重要な評価項目としております。
- ・ また、入社時研修やコンプライアンス研修において、弊社の取り扱うファンドの内容、「共有する価値観」や「行動規範」、本方針及びその実施内容、及び業務に関連する法令や各種社内規程等の解説等を内容とする研修を定期的を実施しております。

○2021年度に実施のコンプライアンス研修のテーマ数：7テーマ

以 上